

事務連絡
令和4年9月20日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管(部)局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和2年7月29日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添)の適切な運用に努めていただいていることと存じます。

他方で、依然として、一部の自治体において、火葬場にひっ迫が生じており、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬に当たり、通常よりも長期にわたる待機が発生しているという報道が見られます。

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬の取扱いについて」(令和4年8月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡)でも改めて周知したとおり、同ガイドラインでは、御遺体が非透過性納体袋に適切に収容され、かつ適切に管理されていれば、御遺体からの感染リスクは極めて低く、非透過性納体袋に収容・密閉されていれば、御遺体への特別な感染対策は不要であるとされており、また、100℃を超える温度にさらされたウイルスは失活するものであり、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬時間と、それ以外の方の火葬時間を分ける必要はありません。

各自治体におかれましては、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬待機日数の短縮に向けて、

- ・ 非透過性納体袋に収容・密閉されていれば、御遺体への特別な感染対策は不要であり、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬時間と、それ以外の方の火葬時間を分ける必要はないことについて、各火葬場に改めて周知すること
- ・ 火葬待機状況に応じて、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬を可能な限り増やすよう、各火葬場に依頼すること
- ・ 一部の火葬場に新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬が集中し、長期にわたる火葬待機が生じることをないよう、火葬待機状況に応じて、遺族に対して他圏域における火葬(広域火葬)を案内すること

等を行うようお願いいたします。

(参考) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日)(Ⅲ. 国内感染期(6)3-10「埋葬・火葬の特例等」)

- ① 国は、都道府県を通じ、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(厚生労働省)
- ④ 都道府県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。